常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）		特例人口
昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口	
同項の人口	特例人口	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方揮発油譲与税法施行規則附則第五項の改正規定及び第二条中自動車重量譲与税法施行規則附則第五項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方揮発油譲与税に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年十一月以後の譲与時期に係る地方揮発油譲与税について適用し、平成二十九年六月までの譲与時期に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。

（自動車重量譲与税に関する経過措置）

3　第二条の規定による改正後の自動車重量譲与税法施行規則第三条第六項及び第七項の規定は、平成二十九年十一月以後の譲与時期に係る自動車重量譲与税について適用し、平成二十九年六月までの譲与時期に係る自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

告　示

○環境省告示第九十九号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十一月二十九日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

農薬の成分	基準値
（略）	
1－（6－クロロ－3－ピリジルメチル）－*N*－ニトロイミダゾリジン－2－イリデンアミン（別名イミダクロプリド）	1.9μg／l
（略）	
（*RS*）－1－メチル－2－ニトロ－3－（テトラヒドロ－3－フリルメチル）グアニジン（別名ジノテフラン）	12μg／l
（略）	
（*E*）－*N*－（6－クロロ－3－ピリジルメチル）－*N*－エチル－*N*′－メチル－2－ニトロビニリデンジアミン（別名ニテンピラム）	11μg／l

改正前

農薬の成分	基準値
（略）	
1－（6－クロロ－3－ピリジルメチル）－*N*－ニトロイミダゾリジン－2－イリデンアミン（別名イミダクロプリド）	8,500μg／l
（略）	
（*RS*）－1－メチル－2－ニトロ－3－（テトラヒドロ－3－フリルメチル）グアニジン（別名ジノテフラン）	24,000μg／l
（略）	
（*E*）－*N*－（6－クロロ－3－ピリジルメチル）－*N*－エチル－*N*′－メチル－2－ニトロビニリデンジアミン（別名ニテンピラム）	9,900μg／l